

那賀町訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人那賀町社会福祉協議会が開設する那賀町訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 那賀町訪問介護事業所
- 2 所在地 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原3番地1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

3 訪問介護員等 3名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(土・日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。)

2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

3 サービスの提供については、利用者から要望があった場合にはこの限りではない。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は、次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険告示上の額とし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、那賀町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用計画の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年6月3日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年11月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。